

香美市役所南駐車場整備工事設計者選定公募型プロポーザル 評価基準

1. 評価基準の位置付け

本評価基準は、香美市役所南駐車場整備工事設計者選定公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に記載する香美市役所南駐車場整備工事設計者選定公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）における評価方法のほか、評価にあたっての評価項目、配点等を定めるものである。

2. 評価方法

各評価基準により業務実績・資格、技術提案及び見積金額の3項目を評価する。

（1）業務実績・資格評価（配点30点）

事務所の設計業務実績【様式4】、管理技術者の設計業務実績【様式5】、主任担当技術者（総合）の設計業務実績【様式6】及び業務実施体制表【様式7】について、別表1の基準により事務局が評価する。

（2）技術提案評価（配点60点）

業務実施方針及び手法【様式8】及び技術提案課題に対する提案【様式9】の内容を、別表1の基準により審査委員会の各委員が評価する。

（3）見積金額評価（配点10点）

見積書【自由様式】に記載された金額について、別表1の基準により事務局が評価点を算定する。なお、見積金額が委託料上限額を（消費税及び地方消費税を含む）を超える場合は失格とする。

（4）最優秀者及び次点者の選定

ア. 事務局が行った業務実績・資格評価及び見積金額評価に加え、各委員が評価を行った技術提案評価を合計し、各委員の順位付けを決定する。

イ. 事務局において、各委員の順位付けを平均し、平均順位が最も高い参加者を最優秀者、2位の参加者を次点者とする。

ウ. 平均順位が同じ参加者が2人以上となる場合は、技術提案評価のみの平均順位が高い者を上位とし、技術提案評価のみの平均順位も同じ場合は、業務実績・資格評価のうち、技術者の実績の評価点が高い者を上位とし、業務実績・資格評価の技術者の実績評価点も同じ場合は、審査委員会の判断で決定する。

エ. 参加者が1者のみの場合でも、各委員の技術提案評価のみの平均評価点が、60点満点中36点以上であれば、その参加者を最優秀者とする。

3. 評価項目、配点等

評価基準の評価項目や評価の視点、配点については、別表1のとおり。

また、技術提案評価において、各委員は提案された内容を踏まえたうえで、評価項目ごとの配点に以下のウェイトを乗じた点数をもって評価を行う。

評価	評価のウェイト
A：優れている	5/5
B：やや優れている	4/5
C：標準である	3/5
D：やや劣っている	2/5
E：劣っている	1/5

別表1 評価基準（１００点）

評価項目		評価の視点及び評価基準		配点
業務実績・資格評価				30
参加者の業務実績	参加者が有する業務実績を、以下のとおり評価する。（a、b はいずれかを評価及び c を評価）			10
	a「同種業務※1」の基本又は実施設計業務の元請としての実績（当該実績は元請実績又は設計JVの代表構成員としての実績に限る） 1 案件（7 点）			
	b「類似業務※2」の基本又は実施設計業務の元請としての実績（当該実績は元請実績又は設計JVの代表構成員としての実績に限る） 1 案件（3 点）			
	c「関連業務※3」の基本又は実施設計業務の元請としての実績（当該実績は元請実績又は設計JVの代表構成員としての実績に限る） 3 案件（3 点） 2 案件（2 点） 1 案件（1 点）			
管理技術者の業務実績	管理技術者が以下の業務実績を有する場合に評価する。（a、b はいずれかを評価及び c を評価）			8
	a「同種業務※1」の基本又は実施設計業務の「管理技術者」又は「主任担当技術者」としての実績（当該実績は元請実績又は設計 JV の代表構成員としての実績に限る） 1 案件（5 点）			
	b「類似業務※2」の基本又は実施設計業務の元請としての実績（当該実績は元請実績又は設計JVの代表構成員としての実績に限る） 1 案件（3 点）			
	c「関連業務※3」の基本又は実施設計業務の「管理技術者」又は「主任担当技術者」としての実績（当該実績は元請実績又は設計 JV の代表構成員としての実績に限る） 3 案件（3 点） 2 案件（2 点） 1 案件（1 点）			
主任担当技術者（総合）の業務実績	主任担当技術者（総合）が以下の業務実績を有する場合に評価する。（a、b はいずれかを評価及び c を評価）			4
	a「同種業務※1」の基本又は実施設計業務の「管理技術者」又は「主任担当技術者」としての実績（当該実績は元請実績又は設計 JV の代表構成員としての実績に限る） 1 案件（3 点）			
	b「類似業務※2」の基本又は実施設計業務の「管理技術者」又は「主任担当技術者」としての実績（当該実績は元請実績又は設計 JV の代表構成員としての実績に限る） 1 案件（1 点）			
	c「関連業務※3」の基本又は実施設計業務の「管理技術者」、「主任担当技術者」又は「担当技術者」としての実績（当該実績は元請実績又は設計 JV の代表構成員としての実績に限る） 1 案件（1 点）			
主任担当技術者の資格	各技術者が以下の資格を有する場合に評価する。（a～d はそれぞれを評価）			8
	a 総合 一級建築士（2 点） 二級建築士（1 点）			
	b 構造 一級建築士（2 点） 二級建築士（1 点）			
	c 電気 建築設備士・一級建築士（2 点） その他資格（1 点）			
	d 機械 建築設備士・一級建築士（2 点） その他資格（1 点）			
業務実施方針及び手法				15
業務の実施方針	・業務実施にあたって、本業務の目的に沿った取り組み方針が示されているか。 ・本業務の遂行にあたって効果的な実施体制となっているか。 ・設計業務に関わる各担当者の業務実績及び人員計画その他チームの特徴について効果的であるか。 ・特定テーマ以外の配慮事項についての確かつ具体的な内容が示されているか。 ・その他業務を進める上での配慮事項等についての確かつ具体的な内容が示されているか。			15
技術提案課題に対する提案				45
本施設の特性を考慮した施設計画の考え方について	技術提案課題について、的確性（与条件との整合性が取れているか等）、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に評価する。	【駐車場及び駐輪場】 ・利用者が容易に車や自転車を駐車・駐輪できる動線や配置が提案されているか。 ・駐車場や駐輪場を他の用途にも活用できるような工夫がされているか ・設計が予算内で実現可能であり、コストパフォーマンスを考慮した提案がなされているか など	15	
		【イベント等の実施】 ・様々なイベントに対応出来る施設となっているか ・設計が技術的に実現可能であり、施工にかかる時間や難易度を考慮しているか ・地域性を考慮した提案となっているか など	15	
		【災害対応活動】 ・災害時の活動を考慮した施設となっているか ・災害時の状況に応じて、広場の利用方法を臨機応変に変えられる独自の提案がされているか ・災害時に必要な機能を持ちながら、日常的な管理や維持が現実的に行えるかどうか など	15	

価格		10
見積金額 (消費税及び地方 消費税を含む)	以下の式により算出する。 評価点 = 10点 × 【(見積価格の最も低い価格／当該参加者の見積価格) (小数点以下を切り捨て後、集計する)	10
合 計		100
※1 同種業務とは、延べ面積300㎡以上の屋根付き広場の新築、改築又は増築で、平成17年4月1日以降に日本国内で業務完了した建築物にかかるものであること。 ※2 類似業務とは、特に災害に配慮した設備を有した施設で、平成17年4月1日以降に日本国内で業務完了したものであること。 ※3 関連業務とは、国又は地方公共団体発注の延べ面積300㎡以上の建築物の新築、改築又は増築で、平成27年4月1日以降に日本国内で業務完了した建築物にかかるものであること。 ※ 増築の場合は、増築部分のうち当該用途部分の延べ面積が300㎡以上の場合に限る。		